

岩手高齢協 すずらん

指定訪問介護事業所 運営規定

(事業の目的)

第1条 岩手県高齢者福祉生活協同組合の開設する岩手高齢協すずらん(以下、「事業所」という。)が行う指定訪問介護の事業(以下、「事業」という。)は、事業所の介護福祉士または、訪問介護員研修の修了者(以下、「訪問介護員等」という。)が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供する事を目的とする。この運営規定は、事業所の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるものである。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療・福祉サービスとの綿密な連携

を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 岩手高齢協すずらん
- (2) 所在地 岩手県陸前高田市米崎町字和野66-4

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも介護の提供に当たるものとする。
- (2) サービス提供責任者 3名 (常勤兼務 2名 非常勤兼務 1名)
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みにかかる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 10名以上(2級課程及び介護職員初任者研修修了者)
内、常勤兼務 3名、非常勤 8名
訪問介護員等は、訪問介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から日曜日までとする。
- (2) 営業時間 7時30分から21時00分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 訪問指定介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介助
- (2) 生活援助
- (3) 通院等乗降介助

2 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものと

し、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた

1割又は2割・3割の額とする。

3 次条による通常の事業実施地域を超えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を

徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所から、片道おおむね1キロメートルにつき20円
- (2) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書にて説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた

ときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない

ない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために次に掲げる通り必要な措置を講ずる。

- (1) 虐待防止に対する担当者を置く。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する会を定期的に行い、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (3) 虐待防止のための指針を整備する。
- (4) 従業者に対して虐待を防止するための定期的な研修を実地する。
- (5) サービス提供中に当従業者または擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(その他運営及び利用についての留意事項)

第10条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、岩手県高齢者福祉生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 訪問介護利用にあたっての留意事項は、重要事項説明書の内容による。

附則

- この規定は、平成16年3月1日から施行する。
- 第1回改定 平成18年9月6日から施行する。
 - 第2回改定 平成26年9月29日から施行する。
 - 第3回改定 平成27年8月1日から施行する。
 - 第4回改定 平成30年8月1日から施行する。
 - 第5回改定 令和5年6月21日から施行する。
 - 第6回改定 令和6年4月1日から施行する。